

## 後見／保佐／補助の開始申立手続に要する書類と費用(チェックリスト)

申立ての際には、以下のものが必要になります。申立書等を提出する際に、必要なものがそろっているか確認してください。

No.	名称	入手先	申立人 チェック欄
1	<b>収入印紙(申立手数料)</b>	郵便局	
	後見又は保佐開始 800円分		
	保佐又は補助開始+代理権付与 1600円分		
	保佐又は補助開始+同意権付与 1600円分		
	保佐又は補助開始+代理権付与+同意権付与 2400円分		
2	<b>郵便切手</b> 計4000円分 500円×5枚、100円×4枚、84円×10枚、50円×2枚、10円×14枚、2円×10枚	郵便局	
3	<b>収入印紙(登記用)</b> 2600円分	郵便局	
4	<b>鑑定費用</b> 現金10万円程度(必要な場合に、裁判所から連絡します。)	/	
5	<b>鑑定費用の余剰金を返金する申立人名義の金融機関、口座番号等控え</b>	/	
6	<b>戸籍謄本(全部事項証明書)</b> 本人分 1通(発行から3か月以内のもの)	本籍のある 市町村役場	
7	<b>住民票又は戸籍附票</b> 本人・後見人等候補者分 1通(発行から3か月以内のもの) (成年後見人等候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本(登記事項証明書))	住所地又は 本籍のある 市町村役場	
8	<b>後見・保佐・補助開始等申立書</b>	同封	
9	<b>申立事情説明書、親族関係図、親族の意見書、後見人等候補者事情説明書</b>		
10	<b>後見登記されていないことの証明書</b> 本人分 1通(発行から3か月以内のもの)	法務局	
11	<b>診断書(発行から3か月以内のもの)</b>	病院の主治医 の先生など	
12	<b>本人情報シート写し</b>		
13	<b>本人の財産目録</b> ※後見開始又は保佐・補助開始で代理権をつける場合 (本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産がある場合には、その相続財産目録も必要)	同封	
14	<b>本人の収支予定表</b> ※後見開始又は保佐・補助開始で代理権をつける場合		
15	<b>本人の健康状態に関する資料</b> 介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳などの写し	/	

○ **後見開始の申立ての場合以下の資料も必要です。**

16	<b>本人の財産に関する資料</b>		
	① 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類 預貯金通帳写し、残高証明書など		
	② 不動産関係書類 不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)など		
	③ 負債がわかる書類 ローン契約書写しなど		
	<b>本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料</b>		
	① 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類 預貯金通帳写し、残高証明書など		
	② 不動産関係書類 不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)など		
	<b>本人の収支に関する資料</b>		
	① 収入に関する資料の写し 年金額決定通知書、給与明細書、確定申告書、家賃、地代等の領収書など		
	② 支出に関する資料の写し 施設利用料、入院費、納税証明書、国民健康保険料等の決定通知書など		

○ **成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類**

- 金銭貸借に関する資料の写し:借用書など
- 担保提供に関する資料の写し:担保権を設定した契約書など
- 保証に関する資料の写し:保証に関する記載のある契約書など
- 立替払に関する資料の写し:立替払を示す領収書、出納帳など

○ **保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合**

- 代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- 同意行為目録【補助開始申立用】
- 同意権、代理権を要する行為に関する資料(契約書写しなど)

○ **同じ書類は本人1人につき1通で足りません。**

○ **審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。**

○ **個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようご注意ください。**